

平成 23 年度財政援助団体等監査及び指定管理者監査

の結果に関する報告

(平成 24 年 3 月 9 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)

に基づいて浜田市教育長等が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等の監査及び指定管理者監査の結果に基づく

改善等の措置について

第6 監査の結果（個別意見）

11 施設の指定管理状況について（現地視察・関係者への聴取）

(1) 施設所管課に対する指摘・意見

指 摘 事 項	措 置 状 況
ア 前述したように、協定書、業務仕様書の内容が、同種の施設であっても所管課の意向によって異なっている。特に、指定管理料の積算、支出、精算についての考え方を見直すことを検討されたい。	見直し、改善等については現在実施及び検討中です。
イ 指定管理業務仕様書に備品の目録が掲載されていない施設があった。適切な管理を行わせる上で必要であるため、目録を作成し、掲載されたい。	文化振興課所管施設では、備品目録の添付を実施しており、改善の必要はありませんでした。 業務一元化により、平成 25 年度に石正美術館が三隅分室から文化振興課へ所管替えした際に確認したところ、石正美術館においても備品目録の添付がなされており、改善の必要がないものと判断しました。
ウ 各施設から市所管課に提出される週報の様式が定められておらず、任意様式により報告されているため、施設間で報告内容のレベルに格差が見られる。他団体の報告書等を参考にして、市で統一的な仕様を示すことについて所管課で協議、検討されたい。	平成 25 年度以降、石正美術館の所管が文化振興課へ替わったことにより、両美術館における週報の統一化について検討し、両美術館に諮った後、平成 25 年 7 月から統一週報を導入しました。
エ 石央文化ホールに設置されたピアノ 3 台のうち、小ホールに設置されている 1 台が市の備品管理システムに登録されていなかった。また、登録されているコンサートグランドピアノ 2 台についても取得年月日、取得価格が未登録であった。いずれも市場価格が数百万円から 1 千万円を超える重要物品であるため、詳細を調査し、登録されたい。	
オ 石正美術館収蔵絵画の寄附採納手続は、所管課が寄付申し出を受けた都度行っているが、管財課への合議が行われていない。また、備品台帳システムへの登録も行われていない。適切な事務処理を行われたい。	平成 25 年度以降、所管が文化振興課へ替わったことにより、財産管理課（旧・管財課）へ合議を実施しています。なお、寄付美術品については、平成 25 年度から備品台帳への登録を実施しています。 平成 24 年度までに受けた美術品等について

	<p>は、評価額 100 万円以上の絵画数が 517 点（それ以下を含めると総数 2,027 点）となることから、財産管理課（旧・管財課）との協議により備品台帳への登録はせず、所管課（文化振興課）にてデータ化し一元継続管理するよう指導があったため、備品台帳への登録はしていません。</p>
<p>カ 世界こども美術館の条例上の開館時間は午前 9 時から午後 9 時となっているが、市の許可を得て、午前 9 時から午後 5 時に短縮し運用している。</p> <p>一方、石正美術館の条例上の開館時間は午前 9 時から午後 5 時となっているが、イベントによっては市の許可を得て運用で開館時間の延長を行っている。</p> <p>同類の施設であるため、開館時間について条例上整合を図る必要がないか検討されたい。</p>	<p>見直し、改善等については現在実施及び検討中です。</p>